

Comments

CPRC シンポジウム(大阪)

2018年3月30日

はばたき綜合法律事務所
弁護士 浜中 孝之

Comments

ビッグデータ（特に個人情報）の

1. 収集

- 不正収集（BKA/Facebook [2016-18?]

2. 使用

- デジタルプラットフォームのマーケットポジション
(EU/Facebook&WhatsApp [2014], etc.)

3. 移転

- アクセス拒絶（ECJ/Magill [1995], IMS Health [2004], CFI/Microsoft [2007], etc.)

1. 不正収集

— BKA/Facebook (2016-18?)

i. BKA/予備評価 (2017/12)

- a. 「搾取的濫用行為」(Exploitative Abuse)
- b. 競争当局？ / 個人情報保護当局？

“This is an issue on which we will certainly have to focus even more in future.” (ムント長官 2018年1月2日)

- c. GDPR施行後は(2018年5月～)?
- d. 他の加盟国は？ / EEA外は?

ii. 日本公取委は？

- a. 個人情報の収集につき原則同意不要(センシティブデータを除く)
- b. 「優越的地位の濫用」?

2. プラットフォーマーのマーケットポジション — EU/Facebook&WhatsApp (2014)

i. メッセージングアプリ市場 — オーバーラップ/ 約30~40%

a. 急成長市場における「マーケットシェア」

b. 「参入障壁」 - 低い

c. 「スイッチングコスト」 - 低い

- ユーザーにとってのデータの価値
- ユーザーによるデータ・ポータビリティ

d. 「マルチ・ホーミング」



ネットワーク
効果

2. プラットフォーマーのマーケットポジション — EU/Facebook&WhatsApp (2014)

ii. オンライン広告市場 — オーバーラップなし

Theory of harm: (ii) WAのユーザーデータをFBのオンライン広告に使用し、
オンライン広告市場におけるFBの地位を強化

a. 「インセンティブ」

- WAのユーザーデータの広告への利用価値
- WAのプライバシーポリシーの変更に対するユーザーの感度

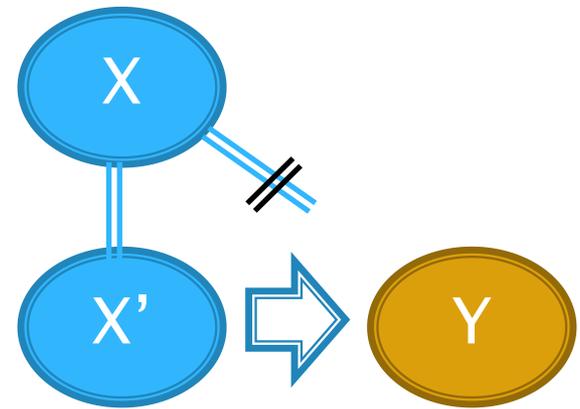
b. 「能力」

- 両社のユーザーアカウントの統合技術の有無

c. オンライン広告市場への「効果」

- 同市場における競争会社の存在 (e.g. Google, Amazon, Apple, etc.)
- 競争会社によるユーザーデータの収集可能性 (データ収集シェア)

3. アクセス拒絶



- i. 「例外的状況」に限り濫用行為に該当
- ii. 「正当化事由」
 - a. 個人データの第三者移転／同意原則
 - － 事前に包括的同意を得ている場合
 - b. イノベーション又は投資への悪影響（Microsoft CFI）
 - c. 「情報の性質」：「イノベーション的、技術的、文化的な視点」？（Magill CFI）
 - － 著作権/sui generis right(独自権)等
- iii. 「不可欠性」(ビッグデータへのアクセス)
 - － “duplication”（欧州委員会ガイダンス）
 - a. 単一情報源ケース(Magill/TV program, MS/Interoperability Info等)
 - b. デファクトスタンダードケース(IMS Health’s 1860 bricks)
 - c. 強力なネットワーク効果+スイッチングコストによる高い参入障壁がある場合？

ありがとうございました。

弁護士 浜中 孝之

はばたき綜合法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満4-8-17

宇治電ビルディング11階

TEL:06(6363)7800

FAX:06(6363)8200

E-mail: hamanaka@habataki-law.jp

URL: <http://www.habataki-law.jp/>